

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年2月1日に、資格喪失日に係る記録を49年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、46年2月から同年9月までは3万円、同年10月から47年9月までは3万3,000円、同年10月から48年9月までは3万9,000円、同年10月から49年5月までは4万5,000円、同年6月から同年11月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から49年12月1日まで

A社に昭和46年2月1日から49年11月30日まで勤務したが、その期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和46年2月1日に入社し、第一子を出産（昭和50年*月*日）するために49年11月30日に退職するまで勤務していたと申述しているところ、申立人は、雇用保険の加入記録により、同社において、46年2月1日に資格を取得し、50年3月25日に離職したことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は「全ての従業員を入社と同時に雇用保険と厚生年金保険に加入させていたので、申立人も入社時から厚生年金保険に加入させていたと思う。」と証言している上、申立人が保有する一部申立期間の給与明細書により、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人と業務内容が同じであった複数の同僚は、雇用保険の加

入記録とオンライン記録による厚生年金保険の被保険者記録がほぼ一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書及び申立人と同時期に入社した同年代の同僚のオンライン記録による標準報酬月額の記録から、昭和46年2月から同年9月までは3万円、同年10月から47年9月までは3万3,000円、同年10月から48年9月までは3万9,000円、同年10月から49年5月までは4万5,000円、同年6月から同年11月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、資格の取得、喪失及び定時決定のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年2月から49年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成2年4月から同年9月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月1日から同年10月1日まで
② 平成3年1月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書の報酬月額と比べて低くなっている。また、平成2年10月に昇給しているが、申立期間②について、標準報酬月額の月額変更が行われていない。両申立期間の標準報酬月額について、正しく記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成2年4月、同年8月及び同年9月に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成2年5月から同年7月までに係る標準報酬月額については、これを確認できる資料は無いが、前述の給与明細書の状況から、当該期間に係る申立人の報酬月額は12万5,000円以上であったと推認でき、標準報酬月額12万6,000円に相当する厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

以上のことから、申立期間①のうち、平成2年5月から同年7月までに係る標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

2 申立期間②について、前述の給与明細書によると、申立人の報酬月額は、オンライン記録で記録されている標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該期間における厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録で記録されている標準報酬月額と一致していることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月から 52 年 2 月まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務したと申述しているが、同社は申立期間中の昭和 48 年 9 月 1 日に全喪しており、事業主の連絡先等が不明であることから、申立人の当該期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和 32 年 2 月 8 日に被保険者資格を取得した者を最後に新規資格取得者がおらず、申立人から名前の挙がった複数の同僚についても被保険者記録が認められないことから、同事業所は、従業員の全てを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間について、昭和 46 年 12 月から 49 年 12 月までは国民年金保険料を納付し、また、50 年 1 月から 52 年 2 月までは保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 25 日から 39 年 6 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後である昭和39年8月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 10 月 1 日から 30 年 5 月 20 日まで
② 昭和 31 年 8 月 18 日から 32 年 12 月 25 日まで
③ 昭和 32 年 12 月 26 日から 33 年 8 月 18 日まで

年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、脱退手当金の受給資格がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 8 月 18 日の前後 5 年以内に資格喪失した者 25 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた 17 人のうち 14 人について、資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、脱退手当金の支給月に前述の被保険者名簿において申立人の氏名訂正が行われた形跡が確認できるが、当該処理は脱退手当金の支給の際に行われたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。